

ソフトウェアの著作権と ライセンス

—企業内における著作権侵害防止策—



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
専務理事・事務局長 久保田 裕



(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)

設立趣旨:

デジタル著作物の権利保護や著作権思想の普及活動を通じて、コンピュータ社会における文化の発展に寄与しています。

活動内容:

- **広報・啓発**
- **立法・政策の提案**
- **適正な法的措置**

会員数:

- **正会員 182社**
- **賛助会員 26社**



著作権制度の概要

著作権：著作物を創作した人（著作者）に与えられる権利の総称

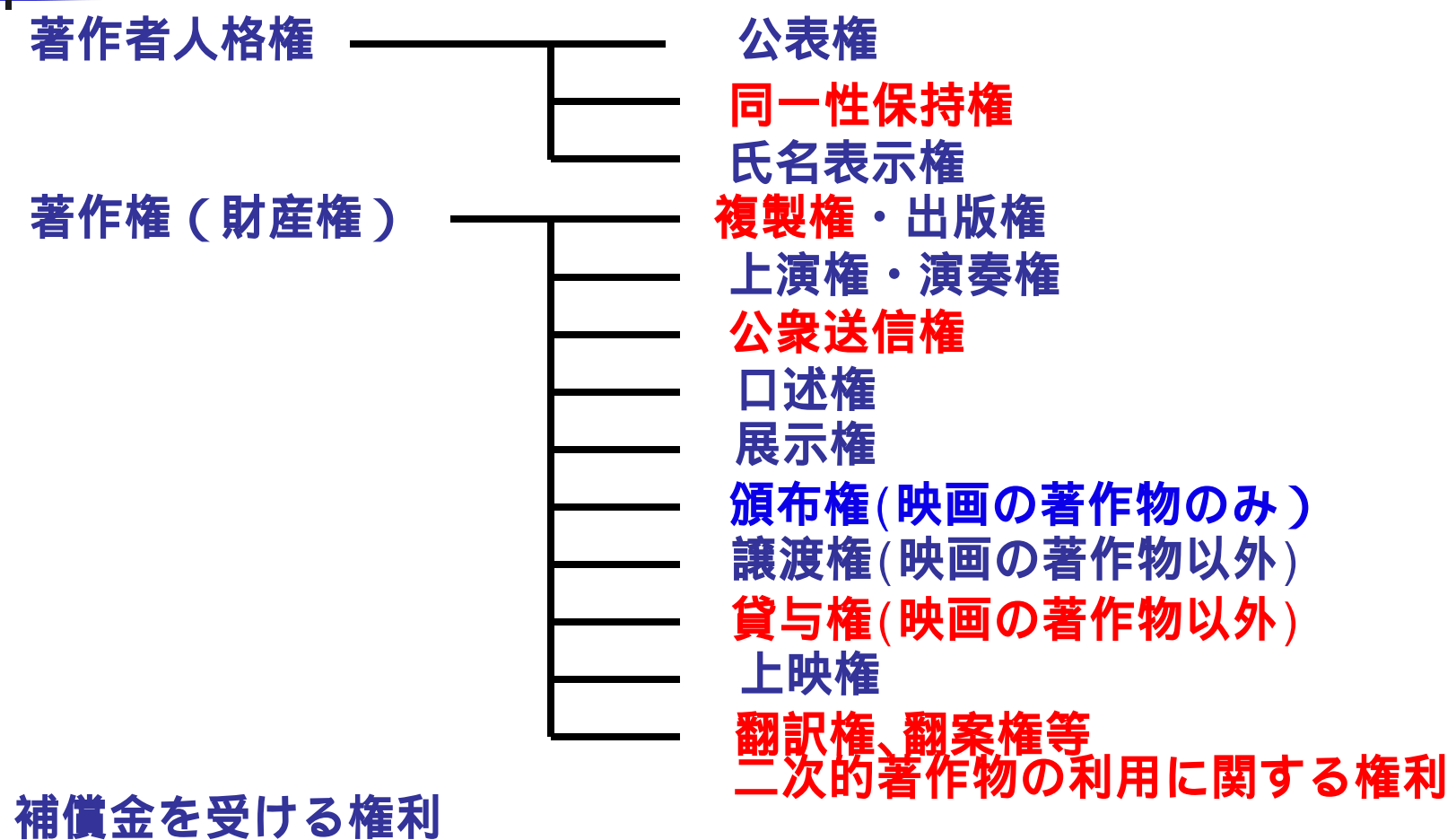
著作物：思想又は感情を創作的に表現したもの

著作者：著作物を創作した人

著作権の発生（取得）：著作物を創作した時点で著作者が自動的に取得する（無方式主義）

著作物の保護期間：生存年間及び著作者の死後50年（原則）

著作権の内容





著作者

著作者

- 「著作物を創作する者」のことで、通常、自然人たる個人

著作者の例外

- 法人著作(職務著作)
- 映画の著作物



制限規定

私的使用のための複製(30条)

学校その他教育機関における複製(35条)

営利を目的としない上演・上映・貸与等(38条)

**プログラムの著作物の複製物の所有者による
複製等(47条の2)**

など



著作権等の侵害に対する救済 制度と刑事罰

民事上の救済

- 差止請求
- 損害賠償
- 不当利得返還請求

など

刑事上の救済

- 3年以下の懲役または300万円以下の罰金

など

(平成13年1月1日より法人は1億円に引き上げ)



著作権法の一部改正(1997年)

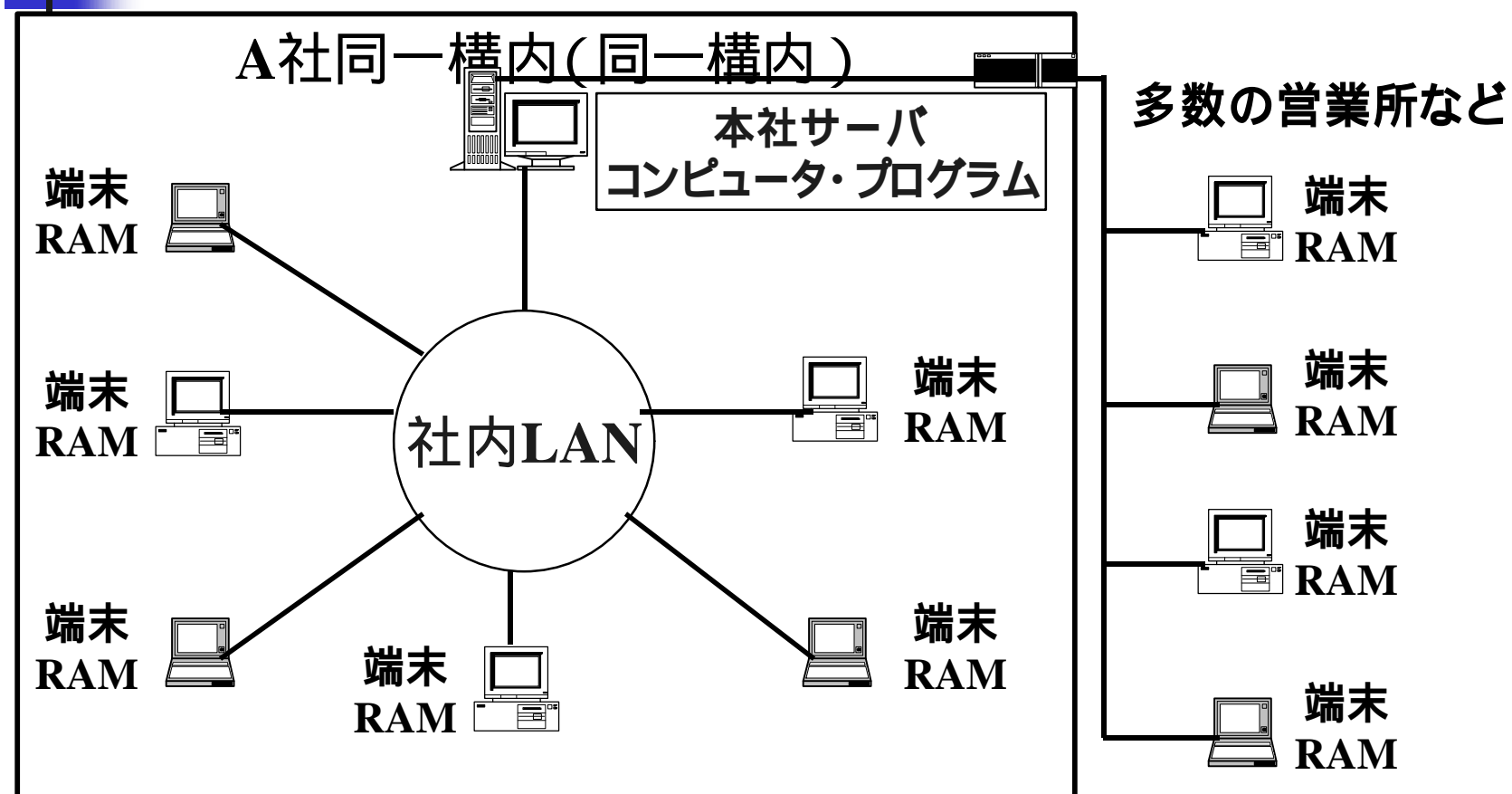
「インタラクティブ送信」に係る実演家・レコード製作者の権利(送信可能化権)の創設

「インタラクティブ送信」に係る著作権者の権利の拡大(送信の概念に「送信可能化」を含める)

「同一構内」でのコンピュータ・プログラムの送信に係る権利の拡大(構内LAN 送信も送信に含める)

「インタラクティブ送信」に関する用語の整理(「公衆送信」の創設)

同一構内でのLANを用いた コンピュータ・プログラムの利用



RAMに蓄積する事で、コンピュータ・プログラムを利用可能



著作権法の一部改正(1999年)

**コピープロテクション等技術的保護手段の
回避に係る規制**

権利管理情報の改変等の規制

**著作物等の譲渡に関する権利(譲渡権)
の新設**

上映権の拡大

**演奏権に係る経過措置(附則第14条)の
廃止**



著作権法の一部改正(2000年)

権利の執行・罰則について

- 文書提出命令の拡充
- 計算鑑定人制度の導入
- 具体的事情を考慮した使用料相当額の認定
- 弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいた相当な損害額の認定
- 法人重課の導入



ソフトウェアと著作権法

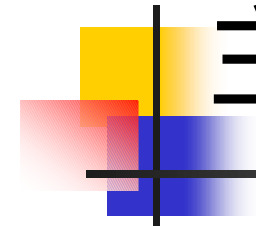
著作権法

- 著作者人格権
- 複製権、公衆送信権、貸与権、上映権、頒布権、譲渡権など

使用許諾契約

- ソフトウェアの使用に関するユーザーとの契約
- 著作権法を超えて使用範囲を拡大

ソフトウェアの著作権侵害の 主な形態



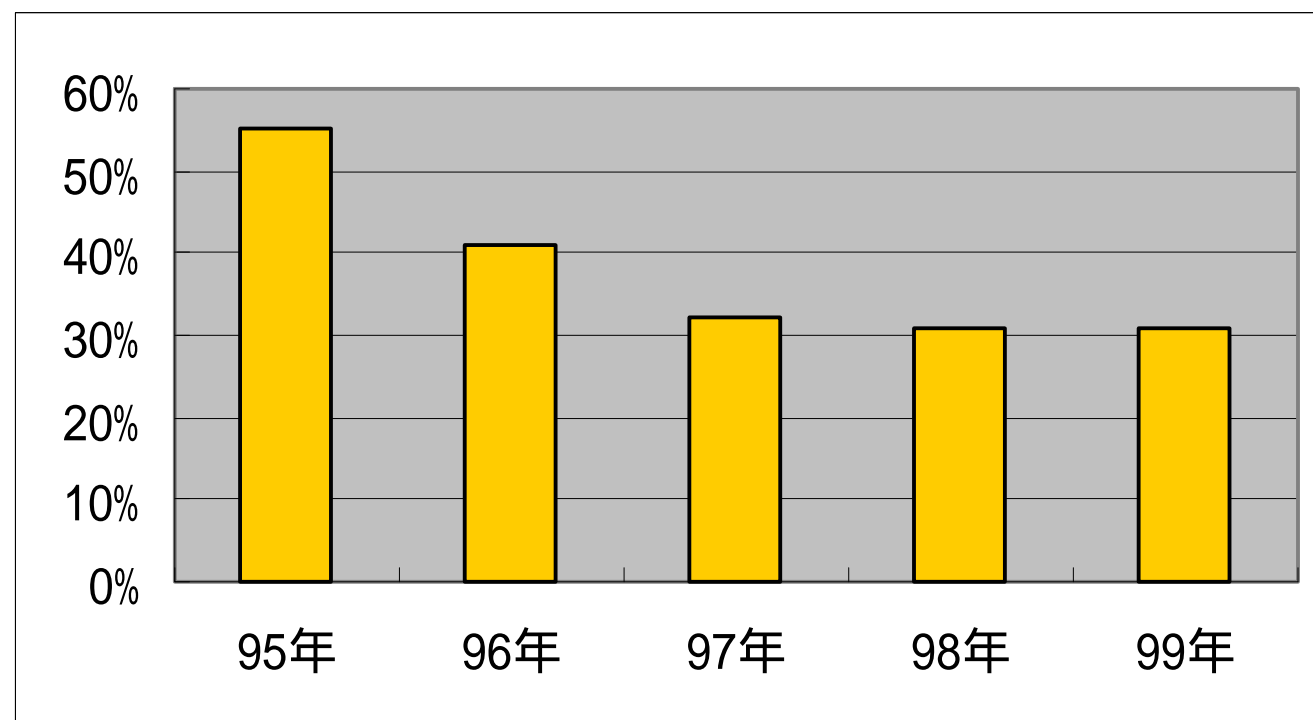
インターネットを悪用した海賊版販売
インターネットを悪用した無許諾アップロード

販売店・販売グループなどによる海賊版販売

無許諾レンタル

- 組織（企業・学校等）内違法コピー
- 組織（企業・学校等）内違法送信

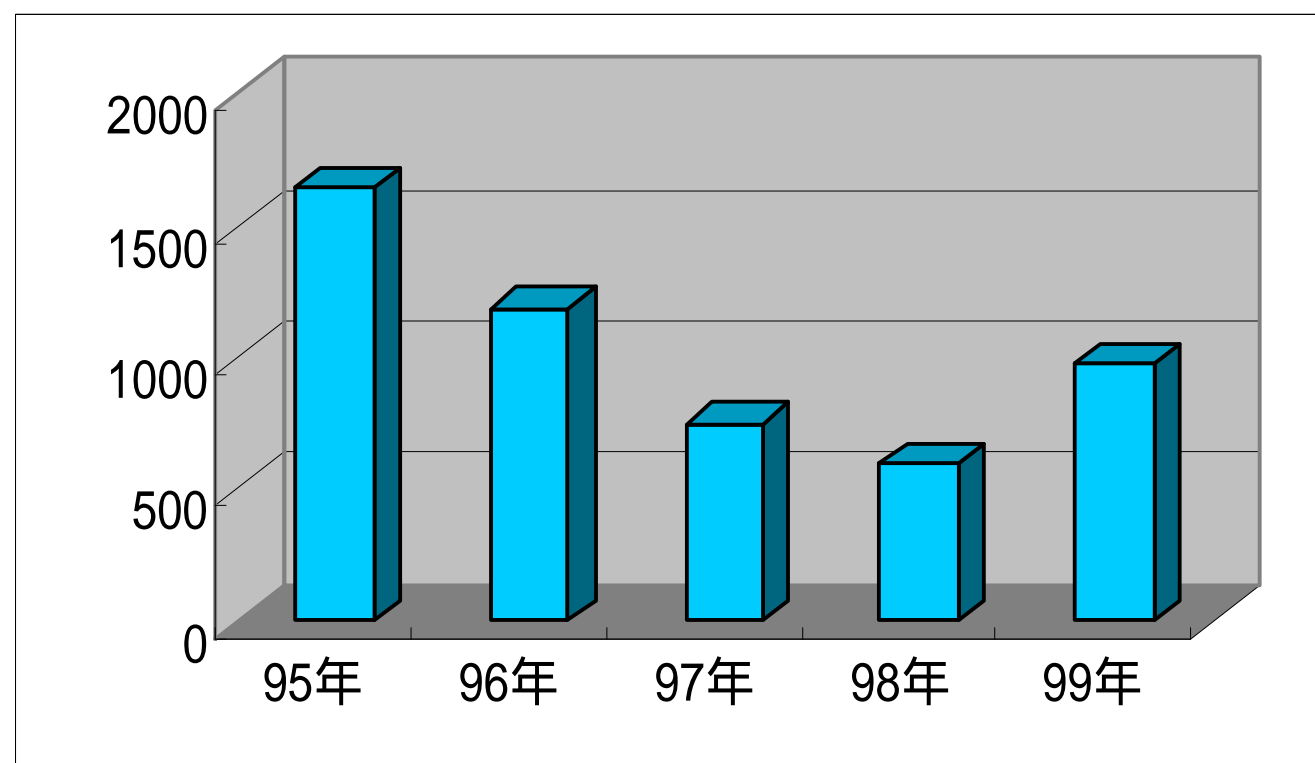
日本における違法コピー率の推移



Business Software Alliance調べ

違法コピーによる損害額の推移

単位: 百万米ドル



Business Software Alliance調べ



組織内違法コピーとは？

**使用許諾契約に違反した
ソフトウェアの使用**

+

**著作権（複製権、貸与権、
公衆送信権など）の侵害**



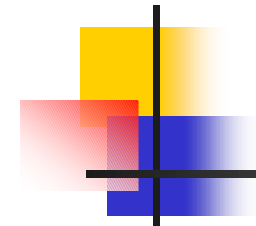
組織における違法コピー対策

トップダウンによる管理の徹底

ソフトウェア管理のポイント

- ・ソフトウェア購入窓口の一元化
- ・保有ライセンスの把握 (ライセンス管理台帳など)
- ・インストールされているソフトウェアの把握
(PC管理台帳など)
- ・社内教育の徹底 (社内規定・就業規則の作成など)
- ・社内監査の実施
- ・ソフトウェア管理ツールの利用

A C C S における 違法コピー対策 (1)



教育・啓蒙活動

- 知的所有権セミナーの実施
- 講師派遣
- 意見広告、チラシ、ポスターの掲載・配布

官公庁への働きかけ

- 法制度の強化
- 行政機関による教育・啓蒙活動の推進

権利執行活動の支援

- 警告状の送付
- 民事手続き
- 刑事告訴

ACCSにおける 違法コピー対策(2)

刑事事件(国内:2000年3月31日現在)

- 海賊版販売
店舗:28
BBS:60
インターネット:24
- 無許諾アップロード:5
- 無許諾レンタル:53
- その他:23

ACCSにおける 違法コピー対策(3)

組織内違法コピー

- 平成10年10月 企業内不正使用対策本部設置
- 「企業内不正使用対策本部」への不正使用案件の報告件数

総件数	230件 (うち平成11年度の新規調査開始140件)	
調査対応中	104件 (うち権利者による和解)	
解決	126件	和解成立 14件(訴訟 2件、訴訟外12件)
		和解以外の解決112件

(平成10年5月1日～平成12年6月20日)

和解金総額 106,817,120円

(平成12年7月3日現在)



トピック

ソフトメーカー7社、企業内不正コピーについて 初の訴訟提起

不正コピーしたソフトウェアを全面廃棄すること

他に無断複製ソフトが存在しないこと

今後の同種事件の再発防止策を講ずること

将来使用するソフトウェア全部について正規に購入した
こと

不正コピーしたソフトウェアのパッケージ希望小売価格の
合計を上回る金額を過去の不正コピーに関する損害賠
償金として支払うこと

(平成12年4月25日、和解成立)



和解条件等

合意書 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
(以下甲という)と 株式会社(以下乙という)とは
以下の通り合意した。

第1条(契約の目的)

本合意は、ソフトウェアの適正な使用・管理及びその監査のために締結するものである。

第2条(著作権法の遵守誓約及びその徹底)

乙は、コンピュータソフトウェアに関する著作権法を遵守し、乙の役員ないし社員に対してもコンピュータソフトウェアに関する著作権法を遵守するよう 指導監督することを誓約する。



和解条件等

第3条(ソフトウェア管理規定の作成、遵守、報告)

乙は、乙の内部管理規定としてのソフトウェア管理規定を作成し、それを甲に報告する。乙は、乙の役員ないし社員に対し、ソフトウェア管理規定を遵守させる。

第4条(監査の受け入れ)

乙は、本協定締結後6ヶ月内に甲の行うコンピュータソフトウェア監査を受け入れる。

第5条(講師の受け入れ)

乙は、著作権教育につき、年1回の講師(有償)を甲から受け入れる。



情報提供窓口

パイラシーホットライン

• 0120-76-5175

ホームページ

• <http://www.accsjp.or.jp>